表9.5　希釈しない測定に適用される不純物許容範囲［μmol／mol＝ppm（3.2.関係）］

成　　分	純空気(注)	純N_2(注)
ＴＨＣ（Ｃ１等量）	１μmol／mol以下	１μmol／mol以下
CO	１μmol／mol以下	１μmol／mol以下
CO_2	400μmol／mol以下	400μmol／mol以下
O_2	0.18～0.21mol／mol	—
NOx	0.1μmol／mol以下	0.1μmol／mol以下
(注)　これらの純度レベルが国際的に、又は国内で認知されている計量標準である必要はない。		

(b)　次のガスは、ＦＩＤ分析計と共に用いるものとする。

(i)　ＦＩＤ燃料は、HeバランスのH_2濃度が（0.39～0.41）mol／molであるものを用いるものとする。混合ガスは、0.05μmol／molを超えるＴＨＣを含有していてはならないものとする。

(ii)　(a)の純空気の仕様を満たすＦＩＤ助燃空気を用いるものとする。

(iii)　ＦＩＤ用ゼロガス。純ガスのO_2濃度を任意の値とすることができることを除き、水素炎イオン化形検出器を(a)の仕様を満たす純空気でゼロを調整するものとする。

(iv)　ＦＩＤ用プロパンスパンガス。プロパン（C_3H_8）の濃度でＴＨＣ用ＦＩＤのスパンを調整し、校正するものとする。このＦＩＤは、炭素数１（Ｃ１）等量で校正するものとする。

(v)　ＦＩＤ用メタンスパンガス。CH_4ＦＩＤが常にＮＭＣを用いてスパンを調整し校正される場合は、メタン（CH_4）の濃度でスパンを調整し、校正するものとする。このＦＩＤは、炭素数１（Ｃ１）等量で校正するものとする。

(c)　次に掲げるガス混合物は、国際的又は国内で認知されている計量標準の真値又は承認されている他のガス基準値に±1.0%以内でトレーサブルなガスとの混合により用いるものとする。

(i)　CH_4、合成純空気又は純N_2バランス（適用できる場合）

(ii)　C_2H_6、合成純空気又は純N_2バランス（適用できる場合）

(iii)　C_3H_8、合成純空気又は純N_2バランス（適用できる場合）

(iv)　CO、純N_2バランス

(v)　CO_2、純N_2バランス

(vi)　NO、純N_2バランス

(vii)　NO_2、合成純空気バランス

(viii)　O_2、純N_2バランス

(ix)　C_3H_8、CO、CO_2、NO、純N_2バランス

(x)　C_3H_8、CH_4、CO、CO_2、NO、純N_2バランス

(d)　(c)に列記する以外の種類のガス（応答係数を求めるために用いることができる空気中のメタノールなど）は、それらが国際的に又は国内で認知された計量標準の真の値の±3.0%以内でトレーサブルであり、かつ、9.5.1.2.の安定性要件を満たしている限り、用いることができる。

(e)　独自の校正ガスは、純N_2又は合成純空気でガスを希釈する精密混合装置（ガス分割器など）を用いて生成することができる。ガス分割器が9.4.5.6.の仕様を満たしており、混合されているガスが(a)及び(c)の要件を満たしている場合は、生じた混合物は、9.5.1.1.の要件を満たしているものとみなされる。

9.5.1.2.　濃度及び使用期限

ガス供給者が定める校正ガス基準濃度及びその使用期限を記録するものとする。

(a)　(b)により認められる場合を除き、いかなる校正ガス基準濃度も使用期限後に用いることはできない。

(b)　試験機関により事前に承認された場合は、使用期限後でも、再度ラベルを貼付してから校正ガスを用いることができる。

9.5.1.3.　ガスの供給

ガスは、これらのガス専用供給設備を用い、供給源から分析計に供給するものとする。校正ガスの保管寿命を順守するものとする。製造者が指定した校正ガスの使用期限を記録するものとする。

9.5.2.　質量の標準

ＰＭ天秤の校正用分銅には、国際的又は国内で認知されている計量標準の0.1%以内の不確かさであることが認証されているものを用いるものとする。校正用分銅は、国際的又は国内で認知されている計量基準にトレーサブルな校正施設による認証を受けることができる。最も軽い基準分銅が未使用のＰＭサンプル媒体の質量の10倍を超えないように注意するものとする。校正報告書には、分銅の密度も記載するものとする。

別紙１

試験サイクル

1.　ディーゼル特殊自動車８モード法

以下に掲げる８つのモードについて、試験エンジンをダイナモメータにより運転するものとする。

モード番号	エンジン回転速度	トルク（%）	重み係数
1	定格回転速度	100	0.15
2	定格回転速度	75	0.15
3	定格回転速度	50	0.15
4	定格回転速度	10	0.1
5	中間回転速度	100	0.1
6	中間回転速度	75	0.1
7	中間回転速度	50	0.1
8	アイドリング回転速度	—	0.15

2.　ＮＲＴＣモード法

以下に掲げるＮＲＴＣモードについて、試験エンジンをダイナモメータにより運転するものとする。